

# ごみ受入基準



八女西部クリーンセンター

令和3年4月

## 目 次

はじめに	.....	P 1
可燃ごみ	.....	P 2
可燃粗大ごみ	.....	P 3
不燃ごみ(家庭系のみ)	.....	P 6
不燃粗大ごみ(家庭系のみ)		
(電化製品・金庫家具類、乗り物)	.....	P 7
(健康器具、スポーツ、レジャー用品)	.....	P 8
(家屋、水まわり関係)	.....	P 9
(その他金物、工具関係)	.....	P10
	.....	P11
その他		
(小動物、在宅医療廃棄物、罹災ごみ)	.....	P11
(罹災ごみ別表)	.....	P12
受入できないもの	.....	P13
(農業用廃棄物の処理について)	.....	P17
(廃棄物の分類について)	.....	P18
(産業廃棄物の搬入規制について)	.....	P20
(家電リサイクル)	.....	P21

## はじめに

ごみの受入基準と出し方について、問い合わせの多い品目を掲載しています。

直接持ち込まれる場合のごみ処理手数料は、以下のとおりです。

可燃ごみ・可燃粗大ごみ：150円／10kg

不燃ごみ・不燃粗大ごみ：200円／10kg

可燃ごみ：木・紙・布・プラスチックなど、燃やせる材質でできたものです。  
可燃粗大ごみ：事業所から排出される廃プラスチックは、産業廃棄物にあたるので受け入れできません。 P 2～

※受入対象：八女市・筑後市・広川町で発生したごみ

不燃ごみ：上記以外の、燃やせない材質でできたものです。  
不燃粗大ごみ：受け入れできないものもあります。 P 6～

※受入対象：八女市・筑後市・広川町・大川市・大木町で発生したごみ

- ◆ ごみの持ち込みは、原則市町及び市町の許可・委託を受けた業者、または本人のみとなっています。ご自身でごみを持ち込むことができない場合は、お住まいの市や町の担当課にご相談ください。
- ◆ 搬入できる車両は、粗大ごみ等の一般搬入の場合は2トン平ボディ車まで（草搬入の場合は4トン車まで）です。  
搬入する際は、「可燃ごみ」と「不燃ごみ」を分けて車に積み込むようお願いいたします。
- ◆ 搬入する際のごみの仕分け・分別・荷降ろしは、搬入する方ご自身にお願いしています。多量にある場合は2人以上での来所をお願いします。
- ◆ 事故防止のため、クリーンセンター敷地内は「徐行運転」としています。皆さまのご協力をお願いします。
- ◆ ご家庭から出たごみは、なるべく市や町のごみ収集などへお出し下さい。
- ◆ 資源ごみについては、「リサイクルプラザ 資源ごみ受入基準」をご参照ください。

八女西部広域事務組合

八女西部クリーンセンター

TEL 0942-52-7536

FAX 0942-52-1817

八女西部リサイクルプラザ

TEL 0942-52-7387

FAX 0942-48-1172

# 可燃ごみ



## 100円ライター

- ・ガスを空にすること



## 保冷剤（レジャー用）

- ・なるべく販売店で引き取ってもらってください。



## 使い捨てカイロ

- ・不燃の記載があるが可燃ごみ扱い



## 使い捨てカメラ・ポラロイドカメラ

- ・なるべく販売店で引き取ってもらってください。
- ・電池は取り外してください。



## 紙オムツ（老健施設分）

- ・老人ホーム、グループホーム等生活施設のみ受入（中が見えないようにしてください。）
- ・病院・医院・診療所は受入できません。



## 衣類・ベルト

- ・綿素材（70%以上）のシャツ類は、資源ごみ（古布）としてリサイクルプラザへ搬入可。
- ・ベルトの金具は、外して下さい。金具は資源ごみ（金属）。



## ゲームソフト



## おもちゃ類

- ・大部分が金属製→資源(金属)
- ・大部分がガラス製→不燃ごみ（遊具等については搬入時に現物を見て判断します。電動で稼働するものも可燃で取り扱います。）



## 学童用粘土

- ・焼き物用の粘土の塊等は受入できません。



## 花火

- ・一般家庭分のみ。
- ・水に濡らして出す。



## ゴルフボール、硬式野球ボール

- ・家庭分で少量のみ受入可能（10～20個程度まで）
- ・大量搬入は機械に詰まる為、受入できません。



## ペット用トイレ

- 汚物を取り除き袋に入れて可燃ごみで
- （材質が木・プラスチックのもののみ。砂は受入できません。）



## のこくず、かんなくず

- ・家庭からでたもの（日曜大工等）に限り、指定ごみ袋3袋程度まで受入。



## ファイル、バインダー

- ・紙、プラスチック製のファイル及び書類は可燃ごみ
- ・金具付のものは、金具を外してください。→ 資源(金属類)



## 練炭・木炭（燃やす前のもの）

- ・使用後の灰は、受入できません。



## ハンガー

- ・針金ハンガーは、資源(金属類)

# 可燃粗大ごみ ※指定袋には入れないでください

## 家具類 (食器棚、たんす、こたつ、テレビ台、ドレッサー、鏡台)



- 釘、蝶番等の金属及びガラスに関係なく、木製家具であれば可燃扱い
- こたつの電熱部のみ等、明らかに不燃物のみを分解して搬入する場合は、不燃粗大として扱います。
- スチール製のものは不燃粗大

### ソファー



- リクライニングやスプリングが入っているものも可燃粗大



### 回転椅子、ピアノ椅子

- 支柱部分が金属のものもあるが、大部分が可燃素材のため



### 畳、ふすま、障子

- 畳は搬入の制限があります。(20枚程度/1日)
- 障子はガラス付でも可燃粗大



### 木製ガラス戸、木製ドア

- ガラス部と木部の割合によって判断します。(木製部分が半分以上であれば可燃粗大)

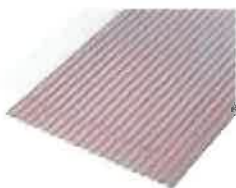


### 仏壇、仏具



### 茶箱

- 内側にアルミが貼ってあるが、可燃部分が大半を占めるため



### プラスチック・アクリル板

- 家庭系のみ
- プラ系の波板。
- ガラス繊維入は、家庭系のみリサイクルプラザで受け入れます。(有料)



### テント、シート類

- 家庭系のみ
- 2m四方以下に切断してください。
- 金属製支柱は不燃粗大



### ゴムシート

- 家庭系のみ
- 巻き物は切断してください。(長さ1m×厚み1cm以下)



### 電気毛布

- 電気コード、コントローラも一体物として受入れ



### 布団・毛布

- 指定ごみ袋での搬入はできません。



### カーペット

- ホットカーペットは不燃粗大

## 可燃粗大ごみ ※指定袋には入れないでください



### ロープ、ホース類

- 長さ2m以下に切断してください。(消毒用も同様です。)
- 消防用ホースも受入できます。(金具は外して資源(金属類)(ホースは切断してください。))



### バッグ類 (ランドセル含む)

- 不燃素材が大部分のものは不燃粗大扱い



### チャイルドシート

- 鉄製フレームのものは不燃粗大
- ベビーカー・ベビーラック歩行器は不燃粗大



### ゴルフバッグ

- ハーフ用、フルセット用問わず
- ゴルフクラブは、カーボン素材が主のものは不燃粗大、金属素材が主のものは資源(金属類)



### カー用品 (小物類)

- ホイルキャップ、バイザー、カーペット等の小物は受入できます。
- ハンドル・椅子・バンパー・ドアミラー・タイヤ等は受入できません。



### ヘルメット

- 半キャップ、学童用、作業用のヘルメット、フルフェイス、Z型問わず
- 事業活動で使用していたものは産廃(廃プラ)で受入不可



### 防具

- 胴、こて、竹刀等
- 剣道の面は不燃粗大



### 折りたたみハンガー

- 鎖等全部プラスチックのもの



### ボウリングの玉

- 事業系は受入できません。



### クーラーボックス

- レジャー用(プラスチック製)



### ポータブル便器

- 洗浄してから搬入してください。



### 鍵盤ハーモニカ(ピアノカ)

- オルガンは 不燃粗大
- キーボードは 資源(家電)
- ピアノは受入できません。



### ポリタンク

- 中身を空にして搬入してください。

# 可燃粗大ごみ ※指定袋には入れないでください



## 剪定くず、庭木、幹、根

- **なるべく民間の資源化業者へ**
- 枝葉は落としてください。
- 直径10cm以下→1m以内
- 直径10cm以上→0.5m以内
- 直径30cm以上のもの  
→0.3m×0.3mの輪切り
- 根は**家庭系で少量のみ受入可能**。(一辺の長さが30cm以下のみ。土は落としてください。)



## わら、もみから

### その他植物残渣

- できる限り、すき込み、堆肥化等での処理をお願いします。



## 竹、笹、葎

- 長さ1.5m～1.8mに切断
- 枝葉は落としてください。



## 角材

- 以下の長さに切って下さい。
- 120mm角以下→1.5m以下
- 120mm角以上→1m以下
- 梁などは30cm以下
- 自己解体で小屋及び6畳間分まで
- **土木・建設業等は受入できません。**



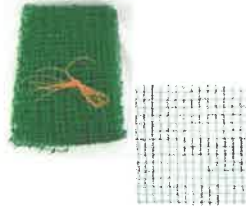
## 木製はしご

- 1.5m以下に切断して下さい。



## 木板

- 長さ一間程度
- 自己解体で小屋及び6畳間分まで
- **土木・建設業等は受入できません。**



## 網、ネット

- 2m四方以下に切って下さい。
- 金属等が付いている場合は取り外して搬入して下さい。
- プラ系の場合は**一般家庭のみ**。(農・漁業用等は受入できません。)



## フレコンバッグ

- 4分割以上に切断
- **切断されていないものは搬入できません。**
- **事業系は受入できません。**



## 巻物(反物)、ロール紙

- 巻物は2m以下に
- ロール紙は縦に切断して下さい。
- **紙管と分離**させて下さい。



## プラスチック管、VP管

- 雨どい含む
- 直径20cm×長さ1m×厚み1cm以下
- **一般家庭使用分のみ**
- **フランジは受入不可**



## 紙管(芯のみ)

- 直径20cm×長さ1m×厚み1cm以下まで



## ルーフィング(防水資材)

- 屋根葺き下地などに使われていたもの
- 巻き物は縦に切断して下さい。
- **事業系は受入できません。**



## タイヤのチューブ

- 自転車、バイク、車用
- **タイヤ本体は7ページまたは14ページをご確認ください。**

## 不燃ごみ（家庭系のみ）



### LED電球、白熱電球



### 塗料缶

- 中身が固まったものは、缶→不燃、中身→可燃に分別してください。
- 中身が空のものは、資源ごみ（金属類）に分別してください。



### ガラスくず（資源ごみ対象外）

- 厚みのあるもの（灰皿、ビールジョッキ等）
- 化粧品のびん（香水びん、塗料・クリーム系）
- 耐熱ガラス（フライパン・鍋のふた、哺乳瓶）
- 強化ガラス



### トロフィー

- 支柱が金属製のもの



### 時計、写真パネル

- ※時計はアナログのみ  
デジタルは資源ごみ（家電）
- 電池は取り外してください。



### 安全靴

- 靴の先端に金属等が入っているため



### 体温計、水銀血圧計

- 一般家庭のみ受入。（医療機関、事業所のものは受入できません。）
- ※割れて水銀が漏れ出さないように容器に入れてください。  
（容器には、『体温計在中』などの表示）
- ※他のゴミに混ざらないようにして、係員に手渡してください。

### 資源ごみ

→ リサイクルプラザへ搬入して下さい

#### • 金属類

カセットボンベ、スプレー缶 → 完全に使い切って出してください。

針金ハンガー、傘

#### • 陶磁器

茶碗、湯呑、壺など

#### • 赤陶器

植木鉢など

#### • ガラス

不燃ごみ（ガラスくず）以外のもの

#### • 乾電池

ボタン電池含む

#### • 蛍光管

割れた蛍光管も資源ごみへ

#### • 電球型蛍光灯



詳しくは、「八女西部リサイクルプラザ 資源ごみ受入基準」をご覧ください。

- 事業所排出分については受入できません。



## 不燃粗大ごみ（家庭系のみ）



### ファンヒーター、石油ストーブ

- タンク内の灯油を使い切り空にしてください。



### 耐火金庫



### リクライニング座椅子

- リクライニングできるもの
- 金属部がないもの、又は2人以上座れるものは可燃粗大



### マットレス

- 不燃素材が大部分のものは不燃粗大扱い



### ホットカーペット

- ヒーター線が入っているため



### 磁気マット



### 額縁

- 木、プラスチック枠でもガラス付は不燃扱い



### 珪藻土マット、コースター

- アスベスト含有物は受入不可



### お盆用提灯

- 針金が入っているもの（入っていなければ可燃）



### 自転車、一輪車、リヤカー 三輪車



### ベビーカー、ベビーラック 歩行器、乳母車

- チャイルドシートは可燃粗大



### 車椅子、電動車椅子



### タイヤ（自転車）

- 自転車のタイヤのみ受入可能（大量搬入は受入できません）
- 自動車等のタイヤは受入できません。

## 不燃粗大ごみ（家庭系のみ）



マッサージ機



スキーセット

- 靴等も含めて不燃扱い



つりざお、リール



スノーボード

- 靴は材質によって判断します。



室内健康器具



面（剣道用）

- 胴、竹刀は可燃粗大



オルガン、エレクトーン

- ピアノは可燃粗大
- キーボードは 資源（家電）
- ピアノについてはP⑬を参照。



エレキギター、ドラムセット

- アコースティックギターは可燃粗大



クリスマスツリー

- 大半が針金入り。  
針金が入っていないものは  
可燃扱い



折り畳み式レジャーテーブル

- キャンプ用椅子も含む

# 不燃粗大ごみ（家庭系のみ）



## 物干し竿（金属製）、物干し台 ※物干し台は以下の取扱いになります。

- 支柱とコンクリート台が一体となったもの  
→リサイクルプラザで有料で受け入れます。
- 支柱とコンクリート台を分けたもの  
支柱→クリーンセンターで不燃ごみとして受け入れます。  
コンクリート台→リサイクルプラザで有料で受け入れます。



## 角ハンガー

- 鎖やフック等が金属製のもの



## ガラス戸、網戸、カーテンレール ブラインド、アコーディオンカーテン

- 木製のものは可燃粗大



## 家庭用フェンス、門扉



## 物置、カーポート、パイプ車庫

- 屋根材のプラスチック等は  
可燃粗大



## 流し台、調理台、換気扇



## 洗面流し台

- 陶器、ほうろう製も受入できます。



## ウォシュレット便座・タンク



- 洗浄してから搬入してください。  
(ポータブルトイレは可燃粗大)

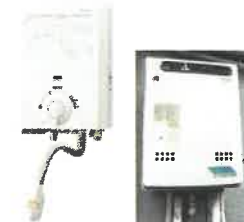


## 浴槽（ステンレス・鉄製）

- ほうろう、FRP製は受入できません。



## 井戸ポンプ



## 湯沸かし器 灯油・ガスボイラー

- 深夜電力用の  
大型のものは受入できません。



## 太陽熱温水器

- 付属のタンクやホース等は可燃
- 家庭系のみ（要本人同乗）

## 不燃粗大ごみ（家庭系のみ）



### バッテリー、タイヤチェーン

- 普通車用まで受入できます。
- ゴム、樹脂製のタイヤチェーンも金具付きのため不燃扱い
- 車用タイヤ本体は受入できません。



### ドラム缶・一斗缶

- 中は空の状態にしてください。



### 鋼材、鉄板類

- 板厚1.6mm以下
- 幅60cm×長さ1m以下



### トタン

- 屋根板などに使われていたもの



### 金属棒

- 直径9mm以下
- 長さ1m以下



### 家庭用電動工具

- 大型業務用は受入できません。



### チェーンソー

- 刃の長さ60cmくらいまで受入できます。



### 家庭用発電機

- 一般家庭にあるようなもののみ受入できます。
- 業務、事業で使うような大型のものは受入できません。



### 草刈り機

- 家庭用の小さなものであれば乗用も受入できます。（50cc位まで）
- 管理機は受入できません。



### 噴霧器

- 肩掛け、背負い噴霧器のみ受入できます。

## その他



### 小動物死体（犬、猫等）

- 血液などが漏れないようビニール袋に入れ、中が見えないように段ボール等に入れて持ち込んでください。
- 可燃ごみとして計量受付しますので、**150円／10kg**の手数料がかかります。詳しくは下記をご参照ください。



- ご家庭で飼われていたもの

市町の指定ごみ袋に入れたもの	無 料
指定ごみ袋に入れていない（入らない）もの	150円／10kg

- ペットショップやブリーダーの方が持ち込まれるもの  
事業所の可燃ごみとなりますので、すべて**150円／10kg**となります。

### 在宅医療廃棄物

- ペン型自己注射針（針ケース付き）・・・インシュリン等
- 廃棄の際は、小型のペットボトル（350mlが適している）等に入れ、破裂防止のための穴を開けたり、切れ目を入れておいてください。
- 容器には、「中味が在宅医療廃棄物で燃えるもの」であることがわかるように  
Ⓢ、Ⓡ マークのシールを貼るか、マジックで書いておいてください。

### 罹災（火災）ごみ

- 火災等の罹災によりごみを持ち込む場合、ごみ処理手数料が免除される場合があります。（別表参照）
- 罹災ごみがクリーンセンターへ持ち込まれる前に、市町職員と八女西部事務局による現地立会調査と分別指導を行いますので、**片付け前に必ずお住まいの市や町の環境担当課へご連絡ください。**

# 罹災（火災）別表

(別表)

区分		受入可能		受入不可		
		手数料免除	有料受入			
一般家庭	家財道具	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>衣類</li> <li>布団</li> <li>畳、じゅうたん</li> <li>家具など</li> </ul>			
		不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>家電製品 (家電リサイクル法対象品は除く。)</li> <li>陶器類など</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>家電リサイクル法対象 廃家電(エアコン、テレビ、 冷蔵庫、洗濯機)</li> </ul>	
	建材関係 (家屋・物置・車庫)	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>材木(切断必要) 120mm角以下⇒1.5m以下 120mm角以上⇒1.0m以下 梁⇒30cm以下</li> <li>受けどい</li> <li>生け垣 (焼けて枯れたもの)</li> <li>炭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業系一般廃棄物に 該当するもの(一部受 入できないものあり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>灰、土砂</li> <li>外壁材</li> <li>断熱材</li> <li>スレート</li> <li>石膏ボード</li> <li>農業用倉庫など事業系 倉庫の廃材</li> <li>浴槽(FRP等)</li> </ul>	
		不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根瓦</li> <li>アルミサッシなど</li> <li>コンクリート、ブロック タイル(プラザ受入)</li> </ul>			
	事業所		/		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業系一般廃棄物に 該当するもの(一部受 入できないものあり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物に該当する もの</li> <li>上記建材関係全般</li> </ul>
	アパート・賃家		<ul style="list-style-type: none"> <li>家財道具</li> </ul> ※居住者(賃借人)搬入分	<ul style="list-style-type: none"> <li>家財道具</li> </ul> ※管理者(所有者)搬入分		

- 手数料免除の範囲は、消防署が発行する「罹災証明書」に記載されている部分になります。
- **併用住宅**については、**住居部分のみ手数料免除の対象**となります。
- 搬入できる車両は、**2トン車まで**です。(2t車×4台/日が目安)  
搬入する際は、「**可燃ごみ**」と「**不燃ごみ**」を**分けて**車に積み込むようお願いいたします。  
きちんと**分別されていない場合は、受け入れできないことがあります。**
- **布団や畳は、水気を切り乾いた状態で搬入**をお願いいたします。
- 事故防止のため、クリーンセンター・リサイクルプラザの**敷地内は徐行運転**としています。  
ご協力をお願いいたします。

## 受入できないもの

家電リサイクル法対象品 ※一部例外品目あり。詳しくはP⑭参照



エアコン、室外機



テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）  
ディスプレイモニター（チューナー付）



冷蔵庫、冷凍庫（ワインセラーも含む）



洗濯機、衣類乾燥機

- 家電リサイクル法に基づくリサイクルの手続きが必要となります。
- 手続きについては、家電販売店にお問い合わせください。

※ 詳しくはP⑭をご覧ください。



### 鉄塊

- 処理ができません。



### サーフボード

- FRP（ガラスクロス）が含まれているため受入できません。



### 漬物石

- 樹脂、プラ系のものは一般家庭分のみリサイクルプラザで受入できます。（有料）
- 天然石のものは受入できません。



### ピアノ、電子ピアノ（ワイヤあり）

- 重量物でありワイヤーも含むため、処理できません。
- ワイヤーを含まない構造の電子ピアノは不燃粗大ごみ



### パレット(プラスチック製)

- 事業系…産廃
- 家庭系…処理ができません。



### 便器

- 陶器製は受入できません。
- 簡易トイレ、ポータブルトイレ、便座、貯水タンクは受入できます。



### 木製パレット、梱包材

- H20年4月～産業廃棄物該当（小型の木箱やパレット使用を伴わない木枠は除く）  
解体していても受入できません。
- 一般家庭分のみ受入できます。



### 電気温水器

- 大型物で破碎できないため受入できません。

# 受入できないもの



## 車・バイク用のタイヤ



## ワイヤーロープ

- ・不燃素材が大部分のものは不燃粗大扱い



## 農業用資材

- ・塩化ビニール
  - ・農業用ポリエチレン類（ポリマルチ、マイカー線、ポリダクト、肥料袋、農薬ボトル等）
  - ・廃農薬、農薬のびん
  - ・塩ビパイプ
  - ・釘、ビニペット、鉄管
  - ・その他のプラスチック類
  - ・ハウスの廃資材（鉄骨など）
- 「農業用廃棄物の処理について」  
P17参照



## 苗箱、田植え箱

- ・農業用廃プラスチック該当
- 「農業用廃棄物の処理について」  
P17参照



## あぜ波

- ・農業用廃プラスチック該当
- 「農業用廃棄物の処理について」  
P17参照



## 農業用消毒タンク

- ・農業用廃プラスチック該当
- 「農業用廃棄物の処理について」  
P17参照



## 寒冷紗、防虫防鳥ネット

- ・農業用廃プラスチック該当
- 「農業用廃棄物の処理について」  
P17参照



## トラクターの爪

- ・破碎できないため受入できません。



## のこくず、かんなくず

- ・事業系…産廃（建築廃材）



## セメント（袋入りも同様）、モルタル

- ・固まっているものについてはガレキとしてリサイクルプラザで受入できます。（有料、一般家庭分のみ）
- ・事業系は受入できません。



## スレート

- ・石綿をセメントで固めた薄板
- ・屋根、天井、内外装材に用いられていたもの
- ・建築廃材のため受入できません。



## サイディング

- ・家屋の外壁に使われる壁板
- ・建築廃材（産廃）のため受入できません。



## 断熱材

- ・石綿、ガラス繊維、コルクなど
- ・建築廃材のため受入できません。



## 受入できないもの



### 業務用発電機

- 一般家庭用の小型のもののみ受入できます。



### エンジン



### コンデンサー（蓄電器）



### モーター



### トランス（変圧器）



### コンプレッサー（空気圧縮機）



### Vベルト

- 事業系廃プラスチックに該当するため、受入できません。



## 受入できないもの

### \* 事業系不燃粗大ごみ

- ・自動販売機
- ・業務用冷蔵庫、冷凍庫
- ・保管用冷蔵庫
- ・アイスクリームボックス
- ・電気機器及び電気材料
- ・変圧器、開閉機、電線
- ・ケーブル、ガラス
- ・水道管、ガス管、メーター類

### \* 爆発、火災その他危険性があるもの

- ・ガスボンベ、発煙筒
- ・シンナー、ガソリン
- ・灯油、廃油
- ・その他各種溶剤
- ・農薬、薬品、劇毒物
- ・消火器（充鎮材含む）
- ・アルミ粉、マグネシウム粒
- ・酸、アルカリ性液体
- ・コーラタール類

### \* その他

- ・砂
- ・耕運機、田植え機等の農機
- ・乾燥機（米、い草など）
- ・業務用大型精米機
- ・焼却灰
- ・家庭用小型焼却炉
- ・仮設トイレ（本体、汚物タンク）  
材質（FRP製）及び衛生面のため
- ・医療機関、宿泊施設等事業所からの  
ベッド、マットレス

※布団ほかリネン類は受入制限あり

#### 消火器

- ・小型のスプレー缶式も受入できません。
- ・一般家庭分については、市町村で回収している所もあるので、各市町へお問い合わせください。
- ・事業系は販売店へ（防火用品）

### \* 医療系廃棄物（在宅医療廃棄物は除く）

- ・注射器、注射針
- ・金属製機器器具
- ・メス等金属製のもの
- ・アンプル、びん類
- ・ギブス用石膏
- ・点滴用チューブ、血液パック等
- ・その他合成樹脂製のもの
- ・血液等が付着しているもの
- ・感染性廃棄物に該当するもの
- ・感染性が疑われるもの  
包帯、ガーゼ、手袋等  
リネン類  
紙おむつ
- ・その他産業廃棄物に該当するもの

産業廃棄物等の受入先については、下記にお問い合わせください。

- ・ 県南リサイクル協同組合 TEL 0943-24-8768
- ・ (公社) 福岡県産業資源循環協会 TEL 092-651-0171

\* 農業用廃棄物の処理について \*

廃 棄 物	
産業廃棄物 (受入不可)	一般廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 塩化ビニール</li> <li>○ 農業用ポリエチレン類 (マルチ、マイカー線、ポリダクト、肥料袋、農薬ボトルなど)</li> <li>○ フッ素系フィルム</li> <li>○ 廃農薬</li> <li>○ 塩ビパイプ</li> <li>○ 釘、針金、ビニペット、鉄管</li> <li>○ 機械部品、廃油</li> <li>○ その他のプラスチック類 (苗箱、あぜ波など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 紙類、段ボール類</li> <li>○ 木材 (さん板や垂木など)</li> <li>○ マルハナバチの巣箱 (ハチの死滅後、材料ごとに産業廃棄物と一般廃棄物に分別)</li> <li>○ ござ、むしろ (わらでできたもの)</li> </ul>

※ 農業用廃プラについては、[農業用廃プラスチック適正処理推進協議会](#)等での処理をお願いします。

回収日や対象品目等については、お住まいの市や町の農政担当課またはJA等へお問い合わせください。

## ＊廃棄物の分類について＊

- 産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち政令で定める廃棄物）※20種類
  - └── 特別管理産業廃棄物（爆発性、毒性、感染性のある廃棄物）
  
- 一般廃棄物
  - └── 事業系一般廃棄物  
 （事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもの）
  - └── 家庭系一般廃棄物  
 （一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物）
  - └── 特別管理一般廃棄物  
 （廃家電製品に含まれるPCB使用部品、ごみ処理施設の集じん施設で集められたばいじん、感染性一般廃棄物等）

※ 八女西部広域事務組合では、産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物は受入できません。

- 産業廃棄物の種類と具体例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産過程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、下水道汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック	廃発泡スチロール、廃ポリ容器、合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴムくず、天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック）
	(8) 金属くず	研磨くず、切削くず、空き缶、スクラップ、鉄筋くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、廃空き瓶類、陶器くず、耐火煉瓦くず、セメントくず、石膏ボード、スレートくず、モルタルくず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良鉱石、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、レンガ破片、かわら破片、その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

	種類	具体例
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	以下の業種からの紙くず <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）</li> <li>パルプ、紙または紙加工品の製造業</li> <li>出版業（印刷出版を行うものに限る）</li> <li>新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷を行うものに限る）</li> <li>製本業</li> <li>印刷物加工業</li> </ul>
	(14) 木くず	以下の業種からの木くず、おがくず、パーク類等 <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）</li> <li>木材または木製品の製造業（家具の製造業を含む）</li> <li>パルプ製造業</li> <li>輸入木材の卸売業</li> <li>物品賃貸業に係るもの</li> </ul> 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）
	(15) 繊維くず	以下の業種からの繊維くず、羊毛くず等の天然繊維くず <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）</li> <li>繊維工業（衣服その他繊維製品製造業を除く）</li> </ul> ※合成繊維が50%以上の場合は廃プラスチック
	(16) 動植物性残さ	以下の業種からののりかす、醸造かす、あめかす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物 <ul style="list-style-type: none"> <li>食料品製造業</li> <li>医薬品製造業</li> <li>香料製造業</li> </ul>
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において解体等をした獣畜や、食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、にわとり等の死体
(20) (1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固形化物等）		

※(13)～(19)については、特定業種以外から排出されたものは事業系一般廃棄物

※紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック等でPCB（ポリ塩化ビフェニル）に汚染されたものは、業種に係らず産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）

## 排出事業者及び収集運搬許可業者の皆様へ

# 産業廃棄物等の搬入規制について

八女西部クリーンセンターでは、ごみの減量化による施設の延命化と廃棄物の適正処理（八女西部クリーンセンターは一般廃棄物ごみ処理施設）のため、八女西部広域事務組合及び構成市町において随時搬入ごみの検査を実施しています。

搬入ごみの中には、産業廃棄物や処理困難物の混入も多く見受けられますので、下記のとおり産業廃棄物等の搬入を規制いたします。

なお、搬入ごみの検査の結果、産業廃棄物等が混入していた場合は、原則持ち帰っていただきます。

## ○自己処理の原則

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、次のとおり定められています。

（事業者の責務）

第3条第1項 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第3条第2項 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

第3条第3項 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

## ○八女西部クリーンセンター搬入規制

規制計画	
搬入ごみの検査	産業廃棄物 ⇒ 受入不可【持ち帰り又は収集運搬許可業者・排出事業者への分別指導】 処理困難物 ⇒ 受入不可【持ち帰り】
排出事業者への個別指導	産業廃棄物等の混入が著しい場合は、構成市町及び八女西部広域事務組合において、排出事業者等への個別訪問指導を実施する。
産業廃棄物について	廃プラスチック（廃発泡スチロール、廃ポリ容器、合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物の規制【搬入禁止】 ※ 従業員が個人消費した弁当容器など、一般廃棄物と思われるものは除く
産業廃棄物受入先等について	【お問い合わせ】 ・ 原南リサイクル協同組合 TEL 0943-24-8768 ・ (公社)福岡県産業資源循環協会 TEL 092-651-0171

【お問い合わせ】・八女市 環境課 TEL 0943-23-1462  
・八女市立花支所 市民生活福祉課 TEL 0943-23-4933  
・八女市黒木支所 市民生活福祉課 TEL 0943-42-1463  
・筑後市 かんきょう課 TEL 0942-53-4120  
・広川町 環境衛生課 TEL 0943-32-1138  
・八女西部広域事務組合 TEL 0942-52-7536

